

2010年10月22日

高知県文化生活部  
人権課・課長 白石 文広 様

人権と民主主義、教育と自治を守る  
高知県共闘会議

議長 窪田 充治

## 人権行政に関する話し合いの申し入れ

日頃、県民の人権擁護のためにご努力されていることに敬意を表します。

さて、下記の事項につきまして、話し合いの場を設けていただきたく申し入れます。ご多用のところとは思いますが、よろしく願いいたします。

なお、話し合いの時間は2時間で設定していただければとお願い申し上げます。日時などにつきましては、下記の事務局と連絡調整をお願いいたします。

### 記

1. 同和対策の特別措置法が存在した当時の「同和地区」「同和関係者」は、法失効後の現在、どのように位置づけられていますか。
2. 同和問題に関する県民の「差別意識」について、現在も「根強い」と考えているかどうかお聞かせ下さい。「根強い」と考えている場合は、その理由・根拠もお聞かせ下さい。
3. 「差別事象」について見解を聞かせて下さい。
  - (1) 意図に関わりなく賤称語を使えば「差別事象」だと考えていますか。
  - (2) 児童・生徒が賤称語を使った場合も「差別事象」であると考えていますか。
  - (3) 「差別事象一覧表」として毎年、集約・公表されているものは、同和問題関係事象にほぼ限定されています。集約・公表の根拠が県の「人権尊重の社会作り条例」(第2条2項)にあるということですが、それなら他の課題の状況が集約されていないのはなぜでしょうか。それとも女性や障害者・高齢者への差別はないということですか。
4. 人権啓発センターが実施している補助事業の対象に不適當ではないかと思われるものが以前には見られました。このセンターへの指導や事業内容のチェックはどこが行っているのでしょうか。
5. 市町村の広報における「人権啓発」の記事(特に同和問題)には、事実を歪めたり、主観的・恣意的な内容によって誤解・偏見を与えるものが見られます。また、前進面に目を向けず、問題点を強調することで差別や偏見を助長すると危惧されるものが見られます。
  - (1) このような「行政啓発」をどのように考えていますか。
  - (2) 行政が県民の意識に働きかけて、それを変えることが可能であると考えていますか。

以上

人権共闘事務局 畑山和則(高知県教組)  
住所 高知市丸ノ内2-1-10 教育会館  
電話 822-4135